

令和5年9月27日  
教育委員会

まつばらのぶお  
松原伸生さん人間国宝へ！ 関連行事を開催します  
講演会「<sup>いま</sup>現代に伝える<sup>ながいたちゅうがた</sup>長板中形」  
企画展「長板中形 - 松原伸生の伝統と展開 -」

長板中形は、長い板と型紙と糊<sup>のり</sup>を使い、染色の準備として糊置き<sup>のりお</sup>を行う伝統の技法です。市内在住の松原伸生氏はその継承者で、その後の工程の染色まで、一貫して手がけています。国の文化審議会は「長板中形」を重要無形文化財に指定し、松原氏をその保持者(人間国宝)として認定するよう答申し、現在はその認定を待つ段階です(※9月27日現在)。認定を前に、講演会や企画展などの催しを行います。

## 【図書館会場】

## ■講演会「現代(いま)に伝える長板中形」

《百年後芸術祭－内房総アートフェス－連携事業》

- 1 日 時 11月18日(土) 午後1時30分から2時30分まで
- 2 会 場 君津市立中央図書館 2階視聴覚室
- 3 講 師 松原伸生氏
- 4 申 込 11月1日 午前9時から ※申込フォーム及び電話で受付  
先着順(定員100名)

## ■「長板中形」プレ展示及び記録映像の上映

- 1 日 時 11月18日(土)・19日(日)(開館時間:午前10時から午後6時)
- 2 会 場 (展示)君津市立中央図書館 1階ギャラリー  
(上映) // 1階エントランス
- 3 内 容 久留里城址資料館企画展の一部を先行展示します。  
記録映像「長板中形 松原伸生の技」を上映します。  
※独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所編

## 【久留里城址資料館会場】

### ■企画展「長板中形 – 松原伸生の伝統と展開 –」

《百年後芸術祭－内房総アートフェス－連携事業》

- 1 期 間 11月21日(火)から12月17日(日)  
※月曜日と11月24日は休館 ※期間中展示替えあり。
- 2 開館時間 午前9時から午後4時30分
- 3 会 場 君津市立久留里城址資料館  
〒292-0422 千葉県君津市久留里字内山  
JR久留里線久留里駅下車徒歩35分
- 4 展示資料 展示資料約60点  
(松原氏作品12点、6.5mの長さの「長板」、型付けに使用する「伊勢型紙」、君津の自然の中での制作風景(写真)などを展示。  
映像記録「長板中形-松原伸生の技-※」を会場にて連続上映
- 5 入館料 無料  
※現在、久留里城天守閣は見ることはできません。

### 【企画展関連行事】

#### ■「糊置き」実演とギャラリートーク

- 1 日 時 11月23日(木・祝)  
1回目:午前10時～11時30分・2回目:午後1時30分～3時
- 2 講 師 松原伸生氏
- 3 会 場 久留里城址資料館 2階展示室
- 4 申 込 11月1日 午前9時から ※申込フォーム及び電話で受付  
先着順(定員各20名)

#### ■展示解説会

- 1 期 日 12月2日(土)・12月10日(日)
- 2 時 間 ①午前10時から11時 ②午後1時30分から2時30分
- 3 会 場 久留里城址資料館 2階展示室
- 4 解 説 関係者による解説
- 5 申 込 11月1日 午前9時から ※申込フォーム及び電話で受付  
先着順(定員各20名)



長板中形「松竹に双葉葵文」「斜め組角文」



長板を運ぶ松原さん

※ 内房総アートフェス連携事業について

百年後芸術祭－内房総アートフェス－は、千葉県誕生150周年記念事業の一環として、内房総5市が連携し、100年後に残したいアート、音楽、食とは何かを考え、100年後の新しい未来を創っていくための持続可能なプラットフォームとしての芸術祭です。

君津市では、今後行われる芸術祭のテーマに合致した様々なイベントを、100年後に残したいことは何か？を考え、発信していくために、アートフェス連携事業として展開していきます。

「長板中形」関連行事は、伝統文化について芸術祭のテーマに合致することからアートフェス連携事業として位置づけ、君津の自然の中で継承・制作される松原伸生氏の技とその作品の魅力を紹介することで、これからも残したいものを考えるきっかけとする事業として実施いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

【重要無形文化財(人間国宝)・講演会・プレ展示について】

君津市教育委員会 生涯学習文化課 担当:當眞

電話:0439-29-7815 FAX:0439-54-9888

メール:shogaku@city.kimitsu.lg.jp

【企画展について】

君津市立久留里城址資料館 担当:布施

電話:0439-27-3478 FAX:0439-27-3452

メール:kururi-j@city.kimitsu.lg.jp



君津市



©SDBE・さかなクン

君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

講演会

「現代に伝える  
いま

長板中形」

令和5年

11/18 (土) 13:30~14:30

講師：松原伸生氏

会場：君津市立中央図書館 2階視聴覚室  
※申込方法・詳細は裏面

君津市教育委員会 生涯学習文化課

Tel:0439-29-7815

重要無形文化財「人間国宝」へ

Photo MEGUMI SAKAGUCHI



企画展

長板中形

まつぼらのぶお

ながいたちゅうがた

松原伸生の伝統と展開

令和5年

11/21 (火) ▶ 12/17 (日)



休館日：月曜日と11/24(金)  
9:00-16:30 入館無料

期間中展示替えを行います  
前期 11/21▶12/3 後期 12/5▶12/17



君津市立久留里城址資料館

千葉県君津市久留里字内山 Tel.0439-27-3478

Nagaite - Chugata X Nobuo Matsubara X Genuin Indigo dyeing

「長板中形」は染色技法の一つです。分業が発達した技法で、「糊置き」という精緻な工程に、特に技術が要求されました。松原伸生氏はこの糊置きだけでなく、染色（本藍染）まで一貫して行う長板中形の作り手です。松原氏は1984年に父の利男氏とともに君津市に移住して工房を構えました。父に師事し、伝統の技術を継承すると共に、新たなデザインや生地も取り入れ、作品を生み出しています。松原氏は日本伝統工芸展等において受賞を重ね、令和5年度の重要無形文化財の保持者（人間国宝）認定を待つ段階です（9/27現在）。企画展や講演会を開催し、長板中形の繊細な技術と、君津の自然の中で生み出される松原氏の作品をご紹介します。



## ■松原伸生 Nobuo Matsubara

東京都生まれ	1965
都立工芸高等学校デザイン科卒業	1984
君津市へ移住 父 松原利男に師事	
第61回日本伝統工芸展 高松宮賞受賞	2014
千葉県指定無形文化財 「長板中形」保持者認定	2017
伝統文化ポーラ賞受賞	2018
重要無形文化財 「長板中形」保持者認定	2023

# 長板中形

## 松原伸生の伝統と展開

## ■企画展 展示構成

- I 長板中形
- II 松原伸生の「ひと」
- III 松原伸生の作品

※制作工程の記録映像を展示室にて終日上映  
「長板中形 松原伸生の技」  
独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所編

## ■企画展 関連行事

### 1 「糊置き」実演とギャラリートーク

※糊置きは型紙を使い生地に糊を置く作業

日時：11/23(木・祝)

① 10:00～11:30 ② 13:30～15:00

会場：久留里城址資料館 2階展示室

講師：松原伸生氏

申込：11/1 9:00～申込フォーム及び電話  
先着順（定員各20名）

### 2 展示解説会

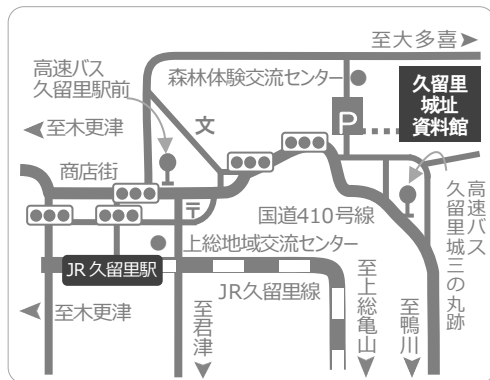
日時：12/2(土)・12/10(日)

① 10:00～11:00 ② 13:30～14:30

会場：久留里城址資料館 2階展示室

解説：関係者による解説

申込：11/1 9:00～申込フォーム及び電話  
先着順（定員各20名）



企画展会場

鉄道

JR久留里線久留里駅 徒歩35分

高速バス 東京鴨川線・千葉鴨川線

久留里駅前バス停 徒歩30分

久留里城三の丸跡バス停 徒歩15分

自家用車

圏央道木更津東ICから鴨川方面へ  
15分

※久留里城天守閣は災害復旧中のため見られません。ご理解・ご協力をお願いいたします。



君津市立久留里城址資料館

〒292-0422 千葉県君津市久留里字内山 0439-27-3478

## 図書館でプレ展示開催！

長板中形の技術や松原氏の作品の一部を先行公開します。

令和5年11/18(土)・19(日)

10:00-18:00

会場：君津中央図書館 1階ギャラリー

### ●講演会「現代に伝える長板中形」

日時：11/18(土) 13:30～14:30

講師：松原伸生氏

会場：君津中央図書館2階視聴覚室

申込：11/1 9:00～申込フォーム及び電話  
先着順（定員100名）

### ●記録映像の上映

「長板中形 松原伸生の技」

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所編

※ギャラリー対面の地域情報コーナーで終日上映

プレ展示主催・申込 ☎0439-29-7815

君津市教育委員会 生涯学習文化課

令和5年9月27日  
経済環境部きみつ枝豆収穫祭 & 小糸在来<sup>®</sup>トップセールスを行います  
～「小糸在来<sup>®</sup>」収穫の季節到来～

小糸在来<sup>®</sup>は、君津市の小糸川流域で古くから栽培されてきた高品質の大豆で、甘味が強く、芳醇な香りと豊かなうまみが特徴です。

本市の認定農業者が組織する君津市認定農業者協議会では、丹精を込めて栽培した小糸在来<sup>®</sup>の実りを消費者の皆様にご体感してもらうため、コロナ禍で開催を見送っていた「きみつ枝豆収穫祭」を4年ぶりに開催いたします。

また、生産者団体の小糸在来<sup>®</sup>愛好クラブでは、よりたくさんの方々に小糸在来<sup>®</sup>の美味しさを知っていただくため、日本の台所大田市場で、君津市、JA きみつを代表とする農業関係団体のオール君津で、小糸在来<sup>®</sup>のPRを実施します。

## 1 きみつ枝豆収穫祭《百年後芸術祭－内房総アートフェス－連携事業》

(1) 日 時 令和5年10月8日(日)・9日(月・祝)【小雨決行】

午前10時から午後3時まで

(2) 場 所 君津市市宿地先（別紙案内図のとおり）

(3) 受 付 当日受付 ※枝豆がなくなり次第終了

(4) 参加費 荒縄1本2,000円

(5) 内 容 1本の荒縄で結わえられるだけの枝豆を収穫できます。

(6) その他 地元農産物の特別販売・枝豆の無料試食ほか

生育・開催状況は君津市認定農業者協議会ホームページにて

<http://www.kimitsu-nintei.com/>

(7) 主 催 君津市認定農業者協議会



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

- (8) 協力予定 市宿自治会、市宿環境保全会、鎌滝建材株式会社、  
君津市農業協同組合、株式会社かずさアカデミアパーク、  
君津商工会議所、千葉県君津農業事務所、君津市

## 2 小糸在来®トッピングセールス

- (1) 日 時 令和5年10月19日(木)午前 6 時15分から
- (2) 場 所 東京都中央卸売市場 大田市場  
東京青果(株)競売所脇イベントスペース
- (3) 出席者 君津市長 石井 宏子  
君津市農業協同組合 代表理事組合長 江澤 武夫  
小糸在来®愛好クラブ 会長 鈴木 芳昭 他

### ※ 内房総アートフェス連携事業について

「きみつ枝豆収穫祭」は、食について芸術祭のテーマに合致することからアートフェス連携事業として位置づけ、古くから君津市で栽培され、現代まで大切に守り育てられてきた小糸在来®に、触れて、食することで、これからも残したいものを考えるきっかけとするとともに、百年後芸術祭ー内房総アートフェスーを広く内外に周知する事業として実施いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

君津市 経済環境部 農政課 担当:古川・小野  
電話:0439-56-1671 FAX:0439-56-1314  
メール:nousei@city.kimitsu.lg.jp

令和5年9月27日  
経済環境部

## 全日本水上スキー選手権大会を開催 & 世界大会に市職員が出場 ～水上スキーによる地域活性化を～

君津市では、これまで郡ダムの湖面活用により、人の流れを生み出し、関係人口の増加に向けた地域活性化の取組として、水上スキー競技に活用するための実証実験を実施してきました。

令和5年度の実証実験では、国内最高峰の「全日本水上スキー選手権大会」が開催される運びとなりました。

また、水上スキーによる地域活性化を推進する君津市にあつては、君津市職員経済振興課布野遼太主事が、10月にアメリカ合衆国フロリダ州で開催される2023年度水上スキー世界選手権大会に日本代表選手として出場します。

### 1 全日本水上スキー選手権大会

- (1)大会日程 令和5年11月1日(水)から11月5日(日)
- (2)会場 郡ダム湖畔(君津市郡691番7ほか)
- (3)種目 トリック・スラローム・ジャンプ(予定)
- (4)主催 日本水上スキー・ウエイクボード連盟
- (5)その他

湖畔会場は、関係者のみの入場となります。

一般の来場者の皆様には、郡ダム芝生広場から競技をご覧いただくほか、ライブ配信も予定しております。

### 2 君津市職員が水上スキー世界選手権大会に出場

- (1)出場職員 経済振興課主事 布野遼太
- (2)大会期間 2023年10月6日～15日(10日間)
- (3)開催場所 アメリカ合衆国フロリダ州グロブランド サンセットレイク

#### 【本件に関する問い合わせ先】

君津市 経済環境部 経済振興課 担当:小曾根、池田、布野

電話:0439-56-1325 FAX:0439-56-1314

メール:kanko@city.kimitsu.lg.jp





令和5年9月27日  
健康こども部

## 公立保育施設における完全給食を開始します！

公立保育施設の給食について、米飯などの主食とおかず(副食)がそろった完全給食の提供を開始します。

現在、0～2歳児クラスでは完全給食を実施していますが、3歳児クラス以上のお子さまには、おかず(副食)のみを提供しています。保護者の負担軽減と衛生上の安全確保のため、3歳児クラス以上のお子さまにも主食を提供することとしました。

### 1 実施概要

- (1) 開始日 令和6年4月1日(月)
- (2) 対象施設 公立保育園・認定こども園
- (3) 対象 3歳児クラスから5歳児クラス
- (4) 給食費 5,200円/月(主食費500円/月、副食費4,700円/月)

### 2 目的

- (1) 保護者の負担軽減 ・米飯の準備、持参が不要となります。
- (2) 衛生上の安全確保 ・持参による夏場の食中毒等を予防します。
- (3) 地産地消・食育 ・君津市産米を使用することで地域の農業への理解や関心を深めます。  
・食への関心と、食べることの重要性を伝えます。  
・暖かい米飯等を提供することができます。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

君津市 健康こども部 保育課 担当:田村、猪又  
電話:0439-56-1184 FAX:0439-56-1629  
メール:hoiku@city.kimitsu.lg.jp



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

令和5年 9月 27日  
市 民 生 活 部**個人宅へのマイナンバーカード出張申請訪問を実施します！**

ご自宅で介護を受けている方、高齢の方、小さなお子様のいるご家庭など、市役所への来庁が難しい方を対象に、市職員が皆様のご自宅へ出張し、顔写真の撮影からマイナンバーカード申請までの手続きをサポートする「個人宅出張申請訪問」を期間限定で実施します。出来上がったマイナンバーカードの受け取りについても、希望者には市職員が訪問し、ご自宅での受け取りも可能です。

手続き方法がわからない方や、市役所への来庁が難しい方も、この機会を是非ご利用ください。

**1 対象者**

病気や障害、要介護等の理由により外出が困難な方で市内に住民登録がある方

**2 実施期間(令和5年度)**

令和5年10月 2日から令和6年3月15日まで

**3 実施日時**

月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで(年末年始、国民の祝日を除く)

**4 申込方法等**

実施希望日の一週間前までに電話(予約専用電話:0439-27-0256)でお申込みください。

**【本件に関する問い合わせ先】**

君津市 市民生活部 市民課 担当:高橋・池田  
電話:0439-56-1131 FAX:0439-50-1150  
メール:shimin@city.kimitsu.lg.jp

令和5年 9月 27日  
市 民 生 活 部

窓口の混雑情報をパソコンやスマホなどで  
確認できるようになります！

本庁1階市民課で導入している「広告付き番号案内表示機等システム」をバージョンアップし、新たにWeb機能を充実することにより、パソコンやスマホなどで混雑情報を確認することができるようになります。

## 1 開始日時

令和5年10月2日(月) 午前8時30分

## 2 概要

### (1)混雑情報案内

Webサイトからリアルタイムの窓口混雑状況を把握し、混雑状況を確認することができます。リアルタイムの状況から混雑を予想できるため、来庁者がスケジュールを組むことが可能となります。

### (2)お知らせメール

番号札発券後、来庁者の順番が近づいてきたらメールでお知らせすることができます。待ち人数が多い場合でもその場で待機する必要がなくなり、待ち時間を有効活用していただくことが可能となります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

君津市 市民生活部 市民課 担当:高橋・秋本  
電話:0439-56-1130 FAX:0439-50-1150  
メール:shimin@city.kimitsu.lg.jp



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

令和5年9月27日  
企画政策部

## 柔道トップアスリートによる 「親子向け転び方教室」を開催します！

市民の健康増進等を目的とした三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定を活用した「転び方教室」を、10月21日(土)に開催される「健康と福祉のふれあいまつり」のイベントとして開催します。

三井住友海上女子柔道部と日本製鉄柔道部から派遣されるトップアスリートとふれあうことにより、子ども達の身体と心の健全な成長を育み、柔道の受け身を実際に体験することで、ケガをしない動作を身に付けることができます。

アテネ、北京五輪で2大会連続金メダルを獲得した上野雅恵さんのほか、男女の強豪柔道実業団チームの三井住友海上女子柔道部、日本製鉄柔道部の現役トップアスリートが参加して、技披露やゲームタイム等をおこなうので、ぜひ会場にお越しください。



上野雅恵さん

2000 2004 2008 アジア選手権 優勝

2000 シドニー五輪 出場

2001 2003 世界選手権 2 連覇

2004 アテネ五輪 金メダル

2008 北京五輪 金メダル

2020 三井住友海上女子柔道部監督就任

### 【親子向け転び方教室】

1 日時 令和5年10月21日(土) 11:00~12:30

2 場所 君津市生涯学習交流センター2F「多目的ホール」

君津市久保2-13-2

3 定員 親子15組(小学生以上が対象) ※申し込みは抽選となります。

申込期間 10月2日(月)から10月12日(木)まで

申込先 厚生課「56-1183」

※観覧は自由です。

- 4 内容
- ・アスリート紹介
  - ・技披露「柔道ってどんなスポーツ？」
  - ・参加者体験(転び方教室)
  - ・ゲームタイム 他

【健康と福祉のふれあいまつり】

1 日時 令和5年10月21日(土) 9:30~13:30

※小雨決行、荒天中止

2 場所 ①君津市保健福祉センター「ふれあい館」

君津市久保 3-1-1(君津警察署前)

②君津市生涯学習交流センター

君津市久保2-13-2

3 主催 健康と福祉のふれあいまつり実行委員会

君津市／社会福祉法人君津市社会福祉協議会

- 4 内容
- ・ふれあいステージ
  - ・健康コーナー
  - ・模擬店、バザーコーナー
  - ・活動紹介コーナー
  - ・実演、体験コーナー

【親子向け転び方教室に関する問い合わせ先】

君津市 企画政策部 政策推進課 担当:石井

電話:0439-56-1568 FAX:0439-56-1628

メール:seisaku@city.kimitsu.lg.jp

【健康と福祉のふれあいまつりに関する問い合わせ先】

君津市 福祉部 厚生課 担当:永谷・大藪

電話:0439-56-1176 FAX:0439-56-1220

メール:kosei@city.kimitsu.lg.jp



令和5年 9月 27日  
教 育 委 員 会

【貞元小学校4年生】間伐材活用体験授業を実施します  
「三舟山マテバシイ間伐材で世界に1つだけの  
きみぴょんコースターを作ろう」

きみつ SDGs×つながる山・川・海学習プログラムの一環として、君津市立貞元小学校で10月24日(火)間伐材活用体験授業を実施します。

貞元小学校4年生は5月に、校外学習で実際に三舟山へ行き、マテバシイの間伐の見学・体験を行いました。今回はその時に間伐したマテバシイを有効活用します。

ゲストティーチャーとして、間伐材などの有効活用に積極的に取り組んでいるZUKO USHITU代表の戸田肇さんをお招きし、間伐材を使うことの大切さ、ものづくりの素晴らしさについてお話を伺い、きみぴょんコースター作りの仕上げ作業を行います。

また、マテバシイの残りの一部は海苔養殖の海苔ヒビ材として活用しており、来年1月の海苔すき体験へとつなげ、山川海のつながりを体感していきます。

## 1 目 的

- (1)自分たちが関わった三舟山のマテバシイ間伐材を活用することで、身近な自然に目を向け、山・川・海の環境保全を自分事として考える。
- (2)世界に1つだけの作品づくりをとおして、ものづくりの良さを知るとともに、地域を愛する心情を持つ。
- (3)仕事には、1つの教科だけでなく、複数の教科(理科×図工)にまたがる仕事があることを知る。(STEAM教育、キャリア教育)

2 対 象 君津市立貞元小学校 4年2クラス(51人)

3 日時と場所 10月24日(火)10:30~11:15 君津市立貞元小学校 音楽室



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

4 ゲストティーチャー ZUKOUSHITU代表 戸田 肇さん



5 取材申し込みについて

取材を希望される場合は、10月19日(木)正午までに、下記担当までご連絡ください。

【本件に関する問い合わせ先】

君津市 教育委員会 教育センター 担当:田仲  
電話:0439-56-1647 FAX:0439-56-1648  
メール:kyouiku-c@city.kimitsu.lg.jp



令和5年 9 月 27 日  
総 務 部

## 令和5年度君津市総合防災訓練を実施します！

この訓練は、千葉県北西部直下型地震による大規模災害を想定した発災対応型訓練を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上及び市民並びに防災関係機関が相互に緊密な連携強化を図ることを目的として実施します。

- 1 実施日時 令和5年10月22日(日) 午前8時30分から  
※雨天中止
- 2 会 場 上総小櫃中学校(君津市俵田1110)
- 3 訓練内容 シェイクアウト訓練、炊き出し訓練、応急給水訓練、各種復旧訓練、  
救急救助・火災防ぎょ訓練等
- 4 参加機関(順不同)

小櫃地区各自治会、国土交通省千葉国道事務所、君津警察署、市内郵便局、  
君津市赤十字奉仕団、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社、公益社団法人  
千葉県LPガス協会木更津支部、東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店、  
かずさ水道広域連合企業団、各防災関係機関等

## 【本件に関する問い合わせ先】

君津市 総務部 危機管理課 担当:早田・高田  
電話:0439-56-1377 FAX:0439-56-1404  
メール:kiki-kan@city.kimitsu.lg.jp



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める  
「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。

令和5年9月27日  
教育委員会

英検合格に向けて、君津市配置のALTが  
放課後の時間を活用して Zoom で面接練習をサポート！

君津市では、外国語教育を推進するため、今年度からコーディネーターALTも配置し、指導法や教材を共有しながら、児童生徒の英語力向上をサポートしています。授業はもちろん、毎年夏休みに開催されている English Day Camp など、「世界を舞台に活躍できる君津っ子の育成」をスローガンに取り組んでいます。

今回の第2回 Eiken Practice は、君津市内の公立小・中学校に配置されているALT9名が、1対1で15分間、放課後の時間を活用して英検2次試験に向けて、Zoomで面接練習を行います。今年度から始まった中学生向けの新しい取り組みで、6月に第1回を実施したところ、ALTとの面接練習が好評だったため、実施期間を広げて開催します。

## 記

## 第2回 Eiken Practice

1 日 時 令和5年10月16日(月)～10月27日(金)

(16:00～16:30の時間で、1人あたり15分間で2コマ展開)

2 場 所 各家庭(または学校)

3 対 象 中学生

4 内 容 英語検定準2級、3級の2次試験(面接)練習

普段、自分の学校にいるALTだけでなく、初めて会うALTと本番を想定した面接練習を行うことで、英語で即興のコミュニケーションをする力を身につけます。



#### 4 取材申し込みについて

取材を希望される場合は、10月12日(木)正午までに下記担当までご連絡ください。

【本件に関する問い合わせ先】

君津市 教育委員会 教育センター 担当:織本  
電話:0439-56-1618 FAX:0439-56-1648  
メール:kyouiku-c@city.kimitsu.lg.jp



令和5年9月27日  
教育委員会

上総モラロジー事務所様よりいただいた道徳教育振興金を活用し、  
「子どもの権利条約」ポスターを作成しました！

令和5年5月に上総モラロジー事務所様からいただいた道徳教育振興金を活用し、君津市内の公立小・中学校に「子どもの権利条約」のポスター(日本ユニセフ協会より)を作成しました。

「子どもの権利条約」は世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約の基本的な考え方は、「差別の禁止(差別のないこと)」「子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)」「生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)」「子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)」の4つの原則で表されます。子どもも大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認め、子どもたちが安心して成長できる環境づくりにつなげていければと思います。

#### 【配付ポスターデータ】



「子どもの権利条約」ポスター



条文


#### 【本件に関する問い合わせ先】

君津市 教育委員会 教育センター 担当:織本  
電話:0439-56-1618 FAX:0439-56-1648  
メール:kyouiku-c@city.kimitsu.lg.jp

**第1条【子どもの定義】**  
18歳になっていない人を子どもとします。




**第2条【差別の禁止】**  
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



**第3条【子どもにもっともよいことを】**  
子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



**第4条【国の義務】**  
国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



**第5条【親の指導を尊重】**  
親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。




**第6条【生きる権利・育つ権利】**  
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。




**第7条【名前・国籍をもつ権利】**  
子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。




**第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】**  
国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。




**第9条【親と引き離されない権利】**  
子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。




**第10条【別々の国にいる親と会える権利】**  
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。




**第11条【よその国に連れさられない権利】**  
国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。




**第12条【意見を表す権利】**  
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。




**第13条【表現の自由】**  
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。




**第14条【思想・良心・宗教の自由】**  
子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。




**第15条【結社・集会の自由】**  
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくらったり、集会を行ったりする権利をもっています。




**第16条【プライバシー・名誉の保護】**  
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。




**第17条【適切な情報の入手】**  
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。




**第18条【子どもの養育はまず親に責任】**  
子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその助けをします。




**第19条【あらゆる暴力からの保護】**  
どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



**第20条【家庭を奪われた子どもの保護】**  
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらふことができます。



**第21条【養子縁組】**  
子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



**第22条【難民の子ども】**  
自分の国の政府からはく奪をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。




**第23条【障がいのある子ども】**  
心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



**第24条【健康・医療への権利】**  
子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。




**第25条【施設に入っている子ども】**  
施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふ権利をもっています。




**第26条【社会保障を受ける権利】**  
子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



**第27条【生活水準の確保】**  
子どもは、心やからだがかかずに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けをします。



**第28条【教育を受ける権利】**  
子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



**第29条【教育の目的】**  
教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。




**第30条【少数民族・先住民の子ども】**  
少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。




**第31条【休み、遊ぶ権利】**  
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。




**第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】**  
子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



**第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】**  
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



**第34条【性的搾取からの保護】**  
国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。




**第35条【誘拐・売買からの保護】**  
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。



**第36条【あらゆる搾取からの保護】**  
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



**第37条【拷問・死刑の禁止】**  
どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。




**第38条【戦争からの保護】**  
国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



**第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】**  
戦争や暴力などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



**第40条【子どもに関する司法】**  
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



<p>1</p>  <p>子どもの定義</p>	<p>2</p>  <p>差別の禁止</p>	<p>3</p>  <p>子どもにもっともよいことを</p>	<p>4</p>  <p>国の義務</p>	<p>5</p>  <p>親の指導を尊重</p>	<p>6</p>  <p>生きる権利・育つ権利</p>	<p>7</p>  <p>名前・国籍をもつ権利</p>
<p>8</p>  <p>名前・国籍・家族関係が守られる権利</p>	<p>9</p>  <p>親と引き離されない権利</p>	<p>10</p>  <p>別々の国にいる親と会える権利</p>	<p>11</p>  <p>よその国に連れられない権利</p>	<p>12</p>  <p>意見を表す権利</p>	<p>13</p>  <p>表現の自由</p>	<p>14</p>  <p>思想・良心・宗教の自由</p>
<p>15</p>  <p>結社・集会の自由</p>	<p>16</p>  <p>プライバシー・名誉の保護</p>	<p>17</p>  <p>適切な情報の入手</p>	<p>18</p>  <p>子どもの養育はまず親に責任</p>	<p>19</p>  <p>あらゆる暴力からの保護</p>	<p>20</p>  <p>家庭を奪われた子どもの保護</p>	<p>21</p>  <p>養子縁組</p>
<p>22</p>  <p>難民の子ども</p>	<p>23</p>  <p>障がいのある子ども</p>	<p>24</p>  <p>健康・医療への権利</p>	<p>25</p>  <p>施設に入っている子ども</p>	<p>26</p>  <p>社会保障を受ける権利</p>	<p>27</p>  <p>生活水準の確保</p>	<p>28</p>  <p>教育を受ける権利</p>
<p>29</p>  <p>教育の目的</p>	<p>30</p>  <p>少数民族・先住民の子ども</p>	<p>31</p>  <p>休み、遊ぶ権利</p>	<p>32</p>  <p>経済的搾取・有害な労働からの保護</p>	<p>33</p>  <p>麻薬・覚せい剤などからの保護</p>	<p>34</p>  <p>性的搾取からの保護</p>	<p>35</p>  <p>誘拐・売買からの保護</p>
<p>36</p>  <p>あらゆる搾取からの保護</p>	<p>37</p>  <p>拷問・死刑の禁止</p>	<p>38</p>  <p>戦争からの保護</p>	<p>39</p>  <p>被害にあった子どもの回復と社会復帰</p>	<p>40</p>  <p>子どもに関する司法</p>	<p>41</p>  <p>子どもにとってもっともよい法律</p>	<p>42</p>  <p>条約の広報</p>
<p>43-54</p>  <p>条約のしくみ</p>	<h1>子どもの権利条約</h1>					

令和5年9月27日  
市民生活部

【市民が主役のまちづくり事業】  
宮下川をニッコウキスゲで彩るプロジェクト  
～周南小学校児童と地域住民による植栽活動～

令和5年度君津市『市民が主役のまちづくり事業』の採択団体である「宮下緑地をきれいにする会」が実施する事業について下記のとおりご案内します。

## 記

- 1 日時 令和5年10月24日(火) 午前9時45分から午前11時30分  
(集合時間9時30分/雨天の場合、10月25日(水)か26日(木)に延期。  
延期の日程でも開催できない場合は、中止。/最終決定は当日午前7時30分)
- 2 場所 宮下川河川沿い(関台橋付近) ※裏面地図参照
- 3 内容 宮下緑地をきれいにする会が宮下川河川沿いに植栽しているニッコウキスゲを株分けし、君津市立周南小学校6年生(73名)児童と共に新たに移植する。
- 4 目的 地域資源として存在しているニッコウキスゲを地域住民とともに植栽することで、地域への親しみや愛着を育むとともに、地域住民と児童が協働で活動することにより、協働の地域づくり、学校づくりに寄与する。
- 5 主催 宮下緑地をきれいにする会(連絡先 案納龍男 0439-52-8328)
- 6 協力 君津市立周南小学校(連絡先 吉田校長 0439-52-0259)



君津市は、さかなクンがキャプテンを務める

「一般社団法人 SD BlueEarth・青い地球を育む会」を応援しています。



出典:地理院地図(国土地理院ウェブサイト <http://www.gsi.go.jp/index.html>)

<参考>

『宮下緑地をきれいにする会』概要

- 1 活動目的 宮下地域の河川・緑地を管理することにより、地域の環境美化の推進やまちづくり、地域の活性化を図る。
- 2 活動内容 (1)宮下川河川敷や緑地の除草作業(実施面積 14,000 m<sup>2</sup>)  
(2)河川沿いへのニッコウキスゲ及び草花の植栽、環境美化活動  
(3)道路の清掃活動
- 3 設立年月日 平成17年2月20日
- 4 会員数 38名(すべて宮下地区住民)
- 5 ニッコウキスゲについて

(1)開花時期:6月

(2)花の特徴:花はラッパ状に開き、  
直径7センチくらい。  
花びら(花被片)は6枚あり、  
黄橙色をしている。  
朝開いて夕方にはしぼむ  
一日花である。



【本件に関する問い合わせ先】

君津市 市民生活部 市民活動支援課 担当:前田  
電話:0439-56-1483 FAX:0439-56-1629  
メール:jichi@city.kimitsu.lg.jp